

平成22年度指定 兵庫県指定文化財概説

1 堀家住宅 34棟 (建造物)

主屋・浜座敷・裏座敷・内蔵・乾蔵・二番蔵・
浜蔵・三番蔵・四番蔵・五番蔵・大乾蔵・
八番蔵及び九番蔵・六番蔵及び七番蔵・
東蔵・十番蔵・味噌部屋・柴小屋及び漬物部
屋・コナシ部屋・養蚕部屋・牛小屋・裏座敷
便所・長屋門・浜座敷南門・西門・東門・露
地門・オウラ北門・ヒガシカド北門・玄関東
堀・南堀・北堀・オウラ東堀・裏座敷南堀・
裏座敷東堀

宅地 4,410 m²

堀家住宅は、揖保川東岸に位置し西岸の龍野城下町と対置する江戸時代の広大な屋敷である。堀家は明暦元年（1655）以降、代々日飼村（龍野藩のち一橋徳川家領）の庄屋を勤めた豪農であった。集積した田畑からの農業収入のみならず、菜種等の取引で財をなした。約6,484m²の敷地に、18世紀後半～幕末を中心とした21棟の建物と7棟の門、6棟の堀が築かれている等、広大な敷地と多数の建物群がその偉容を誇る。

主屋は明和4年（1767）の建設で、敷地中央に位置し、南面する。主要部は平屋建てで、入母屋造本瓦葺、桁行20.80m、梁間11.94mを測る。大規模な建物で、太い梁で架構された広い土間の左手は3室が3列に並ぶ九間取りとなる。文政3年（1820）には、正面に入母屋屋根をつけた式台玄関を付し、明治中期まで部屋の増築を重ねている。

主屋背後には、内蔵、二番蔵、乾蔵、味噌部屋が建つ。19世紀前期から中期にかけて建設されたもので、生活用具や文書、接客用の道具等を納める。

敷地北辺には、西から順に大乾蔵、八番蔵及び九番蔵、裏座敷、裏座敷便所が、嘉永7年（1854）から安政5年（1858）にかけて建てられている。

主屋西側の揖保川に沿った敷地西辺には、北から順に五番蔵、四番蔵、三番蔵、浜座敷、浜蔵が並ぶ。これらは文政5年（1822）から



平成22年度指定 兵庫県指定文化財概説

安政4年(1857)にかけて建設されたもので、米等の流通、保管のための施設である。

主屋の北東背面から敷地東辺まで、六番蔵及び七番蔵、東蔵、柴小屋及び漬物部屋、コナシ部屋、養蚕部屋、十番蔵が並ぶ。これらは、文政10年(1827)から嘉永7年(1854)にかけて建設されたもので、日常に使用する道具、米等を納めた蔵と、農作業等に使用する建物である。

敷地南辺には、中央に文化13年(1816)建設の長屋門が立つ。長屋門東に嘉永3年(1850)の牛小屋が続き、長屋門以西及び北辺東半は土塀となり、前述の蔵とともに、敷地境界を区画する。

主屋主要部は大きな改変がなく保存されている大規模な豪農の住宅である。また、建物群の質と量は、県内の江戸時代の民家にあっては他に例をみない。主屋以外の付属建築群一式を残している点はことに重要で、播磨地域における豪農の生活及び地域の歴史を伝える貴重な建築群である。

なお、これら建造物群と一体となった土地も価値が高いと考えられる。



2 だいじょうじ 大乘寺 2棟 (建造物)

客殿及び庫裏・山門

大乘寺は、奈良時代の行基による開山と伝える真言宗の寺院である。

客殿及び庫裏は、木造平屋建、入母屋造銅板葺で、寛政6年(1794)に建立された。客殿と庫裏の役割を一棟に納めた建物で、桁行十六間半、梁間九間半と県内最大規模である。正面を西に向け、その南寄りに向唐破風を付す式台玄関を設ける。

客殿は仏間を中心に11室からなり、各部屋は性格に応じて床高や天井等に変化を付け、円山応挙一派の手になる障壁画(重要文化財75面、附指定90面)で飾る。庫裏部分の広い土間は大規模で豪壮な梁組みを見せる。



平成 22 年度指定 兵庫県指定文化財概説

山門は、寺の正面の石段を登った石垣上に建ち、客殿及び庫裏の西側にあたる。入母屋造棧瓦葺の三間三戸八脚門である。安政 2 年（1855）の建立で、組物は尾垂木付二手先で、拳鼻や波板支輪等をそなえる等、上質な細部意匠を誇る。また、彫刻は丹波柏原出身の彫物師中井権次橘正次の作である。精緻な細部に対して、軒の出が大きく全体の形は雄大である。

客殿及び庫裏と山門は、但馬地域における近世後期の規模が大きく上質な建物として貴重である。



いちのごういせきしゅつどひん
3 市之郷遺跡出土品 44 点（考古資料）

韓式系軟質土器（15）、土師器（29）

市之郷遺跡出土品は、姫路市市之郷に所在する弥生時代から室町時代の集落遺跡から出土した土器である。

平成 8 年の発掘調査において、カマドを持つ第 18 号方形竪穴住居より古墳時代中期（5 世紀）の韓式系土器 15 点（壺 1・平底鉢 1・鍋 3・甑 2・器種不明 8）土師器 29 点（甕 1・高坏 2・器種不明 26）の計 44 点が出土した。このうち、韓式系土器の平底鉢・鍋・甑と土師器の甕・高坏はカマド内からの一括出土で、他のものも同時期の所産と考えられる。



これらの韓式系軟質土器は、貯蔵具の壺や調理具の平底鉢・鍋・甑が揃っていることから、第 18 号竪穴住居跡は渡来人が居住していた可能性がある。

また、これらの土器は、カマド・住居の廃棄後意図的に置かれたものと判断され、カマド・住居を廃棄する際の祭祀行為を示すと思われる。

兵庫県下では加西市土居ノ内遺跡等の住居跡から、土師器に混じり韓式系軟質土器が出土しているが、本遺跡例のように一つの住居跡から複数器種の韓式系軟質土器が揃った例は他になく、播磨における 5 世紀の渡来文化受容の様相を考える上で貴重な資料である。

